

展示会等出展支援事業補助金のご案内

中小企業者が行う自社商品の販路拡大、魅力発信を推進するため、市外で開催される展示会等への出展に要する経費に対し、補助金を交付します。

【補助対象者】

市内に本社または本店となる事業所を有し、1年以上継続して事業を実施している中小企業（法人又は個人）

【補助対象事業及び補助率等】

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
展示会等出展 支援事業	旅費、展示会等出展費（オンライン展示会を含む。）、展示装飾費、会場使用料、消耗品費、広報費、通信運搬費、機器賃借料、委託料、雑役務費その他市長が必要と認める経費（消費税等を除く）	補助対象経費の1/3以内	上限 10万円

※補助金は、1中小企業者につき年1回のみの利用となります。

【取扱期間】

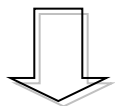
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

【注意事項】

- ・対象事業、対象経費等に対して不明な点等ありましたら、ご連絡ください。
- ・本事業の実施予定総額は 120万円 です。満額に達し次第、受付を終了します。
- ・事業の中止及び事業計画の変更等が生じた場合は、速やかにからつブランド・ふるさと寄附推進課へご連絡ください。
- ・補助金交付決定前に支払った経費は、補助対象外です。
- ・交通費等全ての経費に対して、支出金額及び内容等を証明する関係書類（領収書等の写し）が必要です。

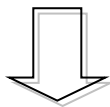
【事業の流れ】

①事業計画



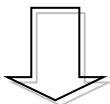
事業計画の作成。

②補助金交付申請



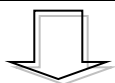
計画に基づき補助金交付申請書、事業計画書、予算書、その他関係書類一式をからつブランド・ふるさと寄附推進課へ提出。

③審査・交付決定通知

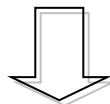


からつブランド・ふるさと寄附推進課で申請受付後、内容審査の上補助金の交付を決定し、通知。

※事業計画等の変更があれば計画変更申請書（内容、補助金額の変更等）

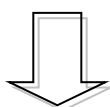


④事業実施



事業計画に基づき事業を実施。（経費の支払いもここから可能。）

⑤実績報告



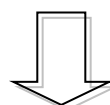
事業実施結果に基づき実施報告書、事業実績書、決算書、その他関係書類一式をからつブランド・ふるさと寄附推進課へ提出
（事業完了後から30日以内）に提出すること。）

⑥補助金額の確定



事業実績報告書で事業実施内容を確認後、補助金額を確定し、確定通知書を送付。

⑦補助金の入金



補助事業者からの請求に基づき指定振込口座に補助金を入金

⑧関係書類の保管等

補助金の交付を受けた中小企業者で補助金受領後5年間は、収支を明らかにした関係書類を保管する。

【申請先及びお問合せ先】

唐津市 経済部 からつブランド・ふるさと寄附推進課

MAIL brand@city.karatsu.lg.jp

TEL 72-9196

FAX 72-9203

※ この事業は、全国の皆様から贈られた「ふるさと寄附金」を活用して実施しています。